

## 長野市男女共同優良事業者表彰懇談会委員の選出について

### 1 目的

本市における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う事業者を表彰することによって、事業者及び市民の男女共同参画への意識を高め、もって本市の男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

### 2 表彰対象

市内に本社機能を持つ事業所を有するもののうち、市内にある事業所の従業員の数が 300 人以下の事業者で、次のいずれかに該当する活動を行っていること。

- (1) 性別にとらわれない職域の拡大、女性の登用等を積極的に行っていること。
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の観点から、性別にとらわれず、かつ、働く者の状況に応じた多様で柔軟な働き方が可能な組織の構築に取り組んでいること。
- (3) 人権に配慮し、かつ、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための積極的な取組を行っていること。

### 3 表彰の種類

#### (1) 優良事業者賞

前項の(1)～(3)に規定する活動を実践することにより、男女共同参画の推進に関する取組が顕著である事業者

#### (2) 優良事業者奨励賞

前項の(1)～(3)に規定する活動を実践することにより、将来における男女共同参画の推進が期待できる事業者

### 4 被表彰者の選考

被表彰者は、別に組織する選考に関する懇談会における懇談の内容を参考に市長が決定するものとする。

### 5 選考に関する懇談会組織

懇談会は、委員長、副委員長及び委員の 4 人で組織する。

- (1) 委員長は長野市男女共同参画審議会会長とし、副委員長は長野市男女共同参画審議会副会長とし、委員は長野市男女共同参画審議会委員及び地域・市民生活部長の職にある者を充てる。
- (2) 懇談会は、委員長が必要と認めるときは、事案に関係のある者の出席を求め意見を聴くことができる。
- (3) 懇談会においては、主に女性の登用等、仕事と生活の調和及び人権に対する配慮の視点により懇談を行うものとする。